那珂フュージョン科学技術研究所で使用する
電気の需給契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

管 理 部　工 務 課

１．概　要

（１）需要場所

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
茨城県那珂市向山 801 番地 1

（２）業　種

研究所

２．仕　様

（１）供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び受電方式

供給電気方式	交流 3 相 3 線式
供給電圧（標準電圧）	250,000 ボルト
計量電圧（標準電圧）	250,000 ボルト
標準周波数	50 ヘルツ
受電方式	2 回線受電(本線予備線方式) (予備電線路により供給する場合は、常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で供給すること。)
蓄熱式負荷設備の有無	無

（２）契約電力及び予定使用電力量

契約電力	常時電力	23,500 kW
	予備電力	23,500 kW
予定使用電力量	86,875,000 kWh	

(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり。)

ア．契約電力とは、
契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

イ．予備電力とは、
常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

（３）使用期間

自　令和　9 年 4 月 1 日 0：00　　至　令和 10 年 3 月 31 日 24：00

（４）電力量等の検針

本線及び予備線とも以下のとおりである。

自動検針装置	有り
電力会社の検針方法	自動検針
計量器構成	東芝　SE12-K18R
パルス定数	50,000/2,000

（５）需給地点

需要場所構内引込口に国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュ

ージョン科学技術研究所が施設した縮小形受電設備のブッシング端子と東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線との接続点。

（６）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（７）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

３．その他

（１）力率は、自動力率調整器を設置し、契約期間中 100 パーセントを保持する予定であり、この予定力率を前提として入札価格を設定すること。

（２）量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所は研究所のため、一般事務庁舎のように需要形態が一定していない。装置の運転等により需要電力が変化するため、別添の負荷予測曲線はあくまで参考であり、将来の需要形態を表すものではない。また、契約期間中、臨界プラズマ試験装置を使用した実験運転を計画している。

（３）電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア．契約電力及び最大需要電力の単位は、１kW とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

イ．使用電力量の単位は、１kW 時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ．料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ．消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

４．添付資料

（１）別紙　令和９年度　月別予定使用電力量

（２）別添－１　平日・休日　最大負荷予測曲線

（３）別添－２　那珂フュージョン科学技術研究所　構内単線結線図

５．提出書類

特定電源割当証明書

※供給電力に再生可能エネルギー由来電力が含まれる場合に限り、契約満了後に提出すること

別紙

2026/9/3

令和9年度　月別予定使用電力量

単位［kWh］

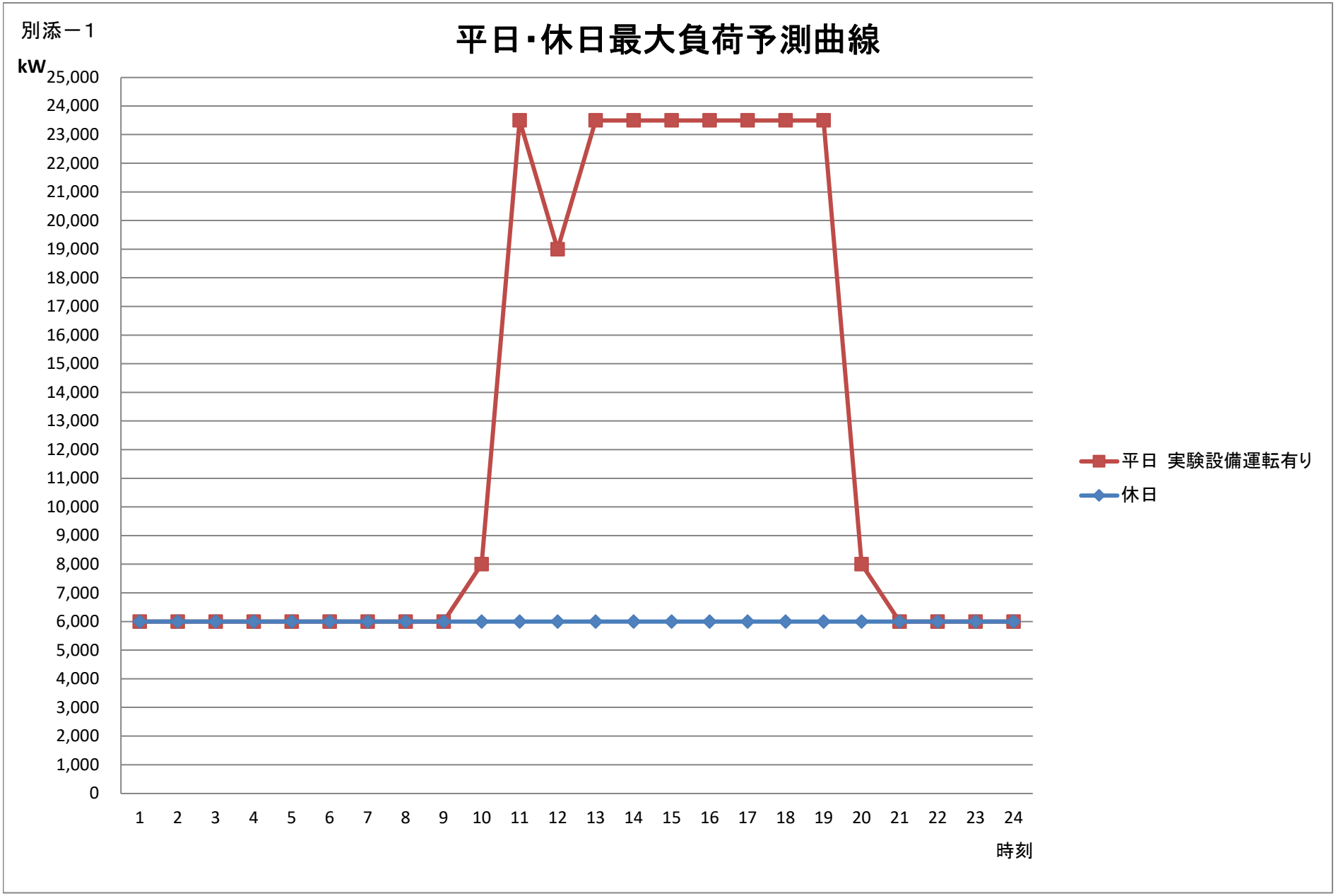
	令和9年 4月	令和9年 5月	令和9年 6月	令和9年 7月	令和9年 8月	令和9年 9月	令和9年 10月	令和9年 11月	令和9年 12月	令和10年 1月	令和10年 2月	令和10年 3月	合計 ４月～３月
A　朝時間	2,113,600	2,135,300	2,220,400	1,110,300	738,700	726,100	913,600	1,125,800	1,390,600	2,160,500	2,084,300	2,142,700	18,861,900
B　昼時間	1,392,400	1,406,700	1,462,700	731,500	486,600	478,300	601,900	741,600	916,100	1,423,300	1,373,100	1,411,500	12,425,700
C　晩時間	1,952,100	1,972,200	2,050,800	1,025,500	682,200	670,600	843,800	1,039,700	1,284,400	1,995,400	1,925,000	1,979,000	17,420,700
D　夜時間	4,276,900	4,320,800	4,493,100	2,246,700	1,494,500	1,469,000	1,848,700	2,277,900	2,813,900	4,371,800	4,217,600	4,335,800	38,166,700
月別合計	9,735,000	9,835,000	10,227,000	5,114,000	3,402,000	3,344,000	4,208,000	5,185,000	6,405,000	9,951,000	9,600,000	9,869,000	86,875,000

電力量合計　86,875,000ｋＷｈ

Ａ：　平日（土曜を含む）の 8:00～13:00までの時間
Ｂ：　平日（土曜を含む）の13:00～16:00までの時間
Ｃ：　平日（土曜を含む）の16:00～22:00までの時間
Ｄ：　朝・昼・晩以外の時間。
　　ただし、日曜・祝日および1/2、3、4/30、5/1、2、12/30、12/31は、全日「夜時間」。

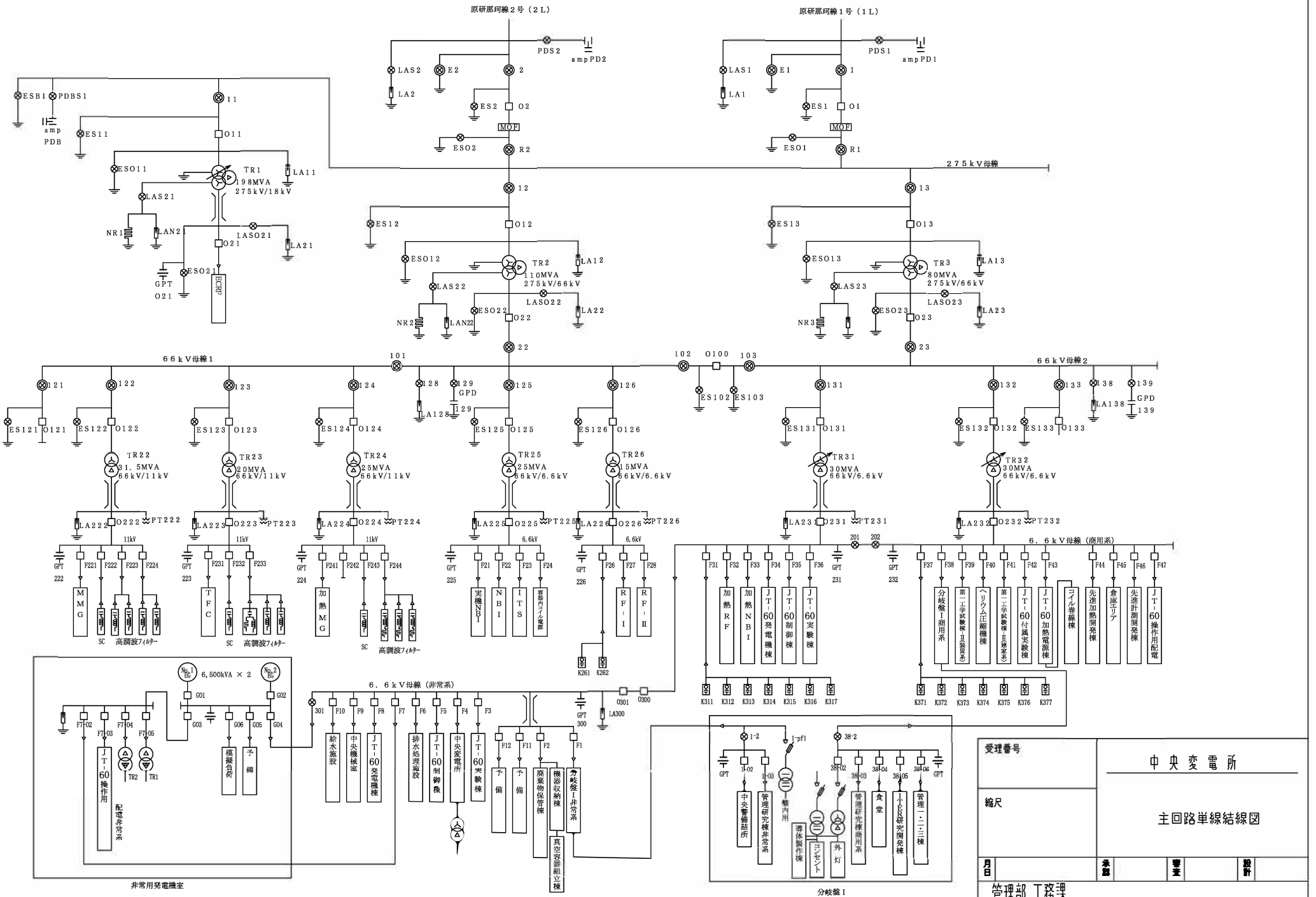
別添－1

平日・休日最大負荷予測曲線



別添－2

量子科学技術研究開発機構　那珂フュージョン科学技術研究所



受理番号		中央変電所	
縮尺		主回路単線結線図	
月日		承認	審査 設計
管理部 工務課			

別紙１様式１

適 合 証 明 書

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

２　二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項　　目	自社の 基準値
①	令和６年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注２）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び２①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ２②の値が0%以上である者を本案件の入札適合者とする。

注３）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別紙１様式２

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙４を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別紙1様式3

令和　　年　　月　　日

特定電源割当誓約書

量子科学技術研究開発機構
財務部長　服部　雅彦　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

以下のとおり●●●に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転することをここに証する。

1　お客様情報
お客様番号　　〇〇〇〇
需要施設名　　〇〇〇〇
需要施設住所　　〇〇県〇〇市〇〇
契約電力　　〇〇〇〇kW

2　供給期間　　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（発電施設及び環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量（kWh）【A】													
供給電力量（kWh）【B】													
再エネ比率（%）【C】													

担当者等連絡先				
部　署　名：				
責 任 者 名：				
担 当 者 名：				
T　E　L：				
E － mail：				

発電施設（見込みを含む。）

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地
	●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○
	▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

別紙1様式4

令和　　年　　月　　日

特定電源割当証明書

量子科学技術研究開発機構
財務部長　服部　雅彦　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

以下のとおり●●●に電気を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、●●●に移転したことと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1　お客様情報

お客様番号	○○○○
需要施設名	○○○○
需要施設住所	○○県○○市○○
契約電力	○○○○kW

2　供給期間　　○年○月○日～○年○月○日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】													
再エネ比率(%)【C】													

担当者等連絡先	
部 署 名 :	
責 任 者 名 :	
担 当 者 名 :	
T　E　L :	
E － mail :	

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

別冊

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

１．落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、２の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。なお、加算点算定に用いる「供給する電気の再生可能エネルギー割合」は、別紙１様式１の適合証明書に記載した供給条件と整合していなければならない。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ　小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO2/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO2/kWh 以下であること。エ　調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 0%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別紙１様式１を提出すること。

２．総合評価点の計算方法

（１） 入札価格点及び得点

ア　入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ　得点については、１「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に３「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$総合評価点＝\frac{得点}{入札価格点}$$

・入札価格点＝入札価格÷100 万円

・得点＝標準点の満点（100 点）＋加算点の満点（50 点）

（２） 評価基準

加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目			配点 ※
ア	必須	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

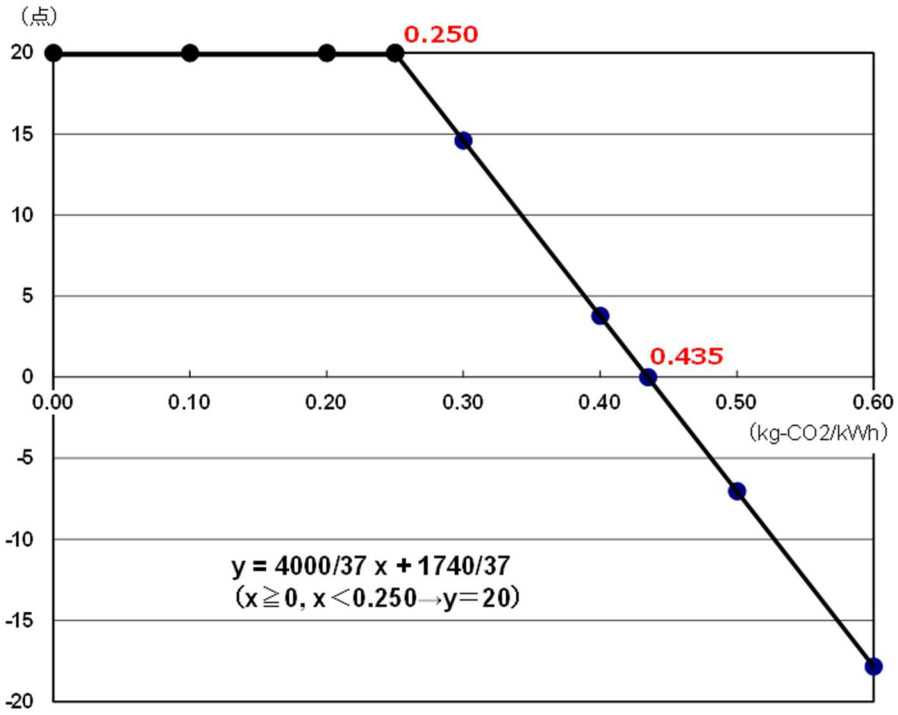
ア　令和 6 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 7 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO2/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO2/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ア：　$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$　$(x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$



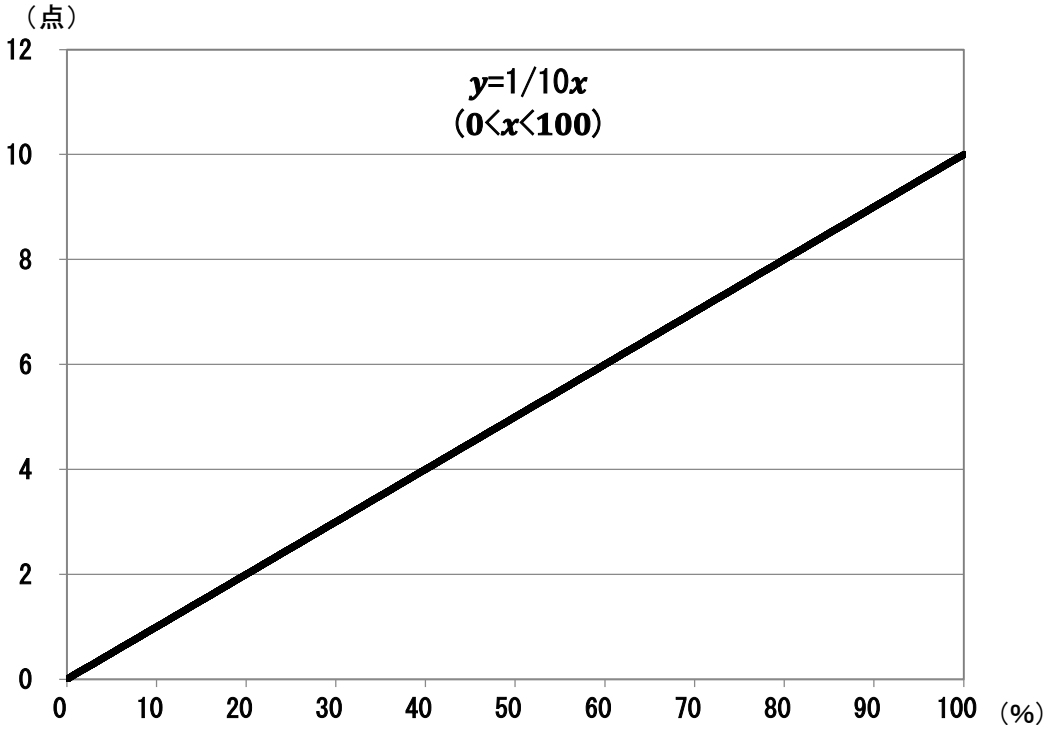
図Ⅱ－2.1－1　事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

イ　調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は１「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、0%を上回る場合に加点し、100%で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点イ：　$y = \frac{1}{10}x \quad (0 \leq x \leq 100,)$



図Ⅱ－2.1－2　調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ　再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量（kWh）を令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は令和６年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh)）
②グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度[1]により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）[2]の量（kWh）
③J－クレジット制度[3]により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
④非化石価値取引市場[4]から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量（kWh）
⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

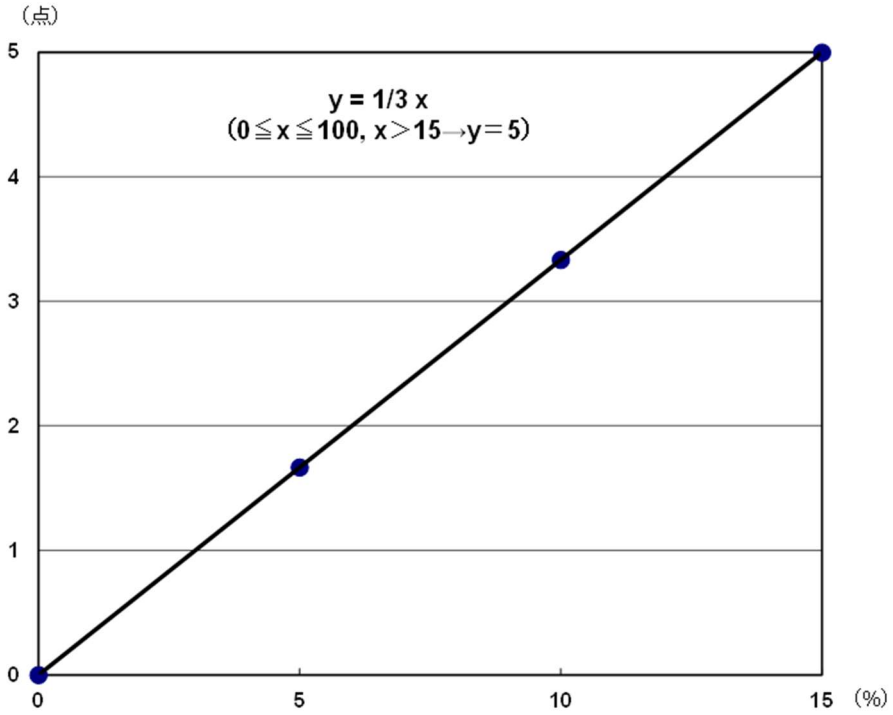
$$\text{令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

[1] 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO_2 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
[2] グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO_2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。
[3] 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO_2 等の排出削減量、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
[4] 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $\boldsymbol{y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)}$



図Ⅱ－2.1－3　再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ　未利用エネルギー[5]の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和 6 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

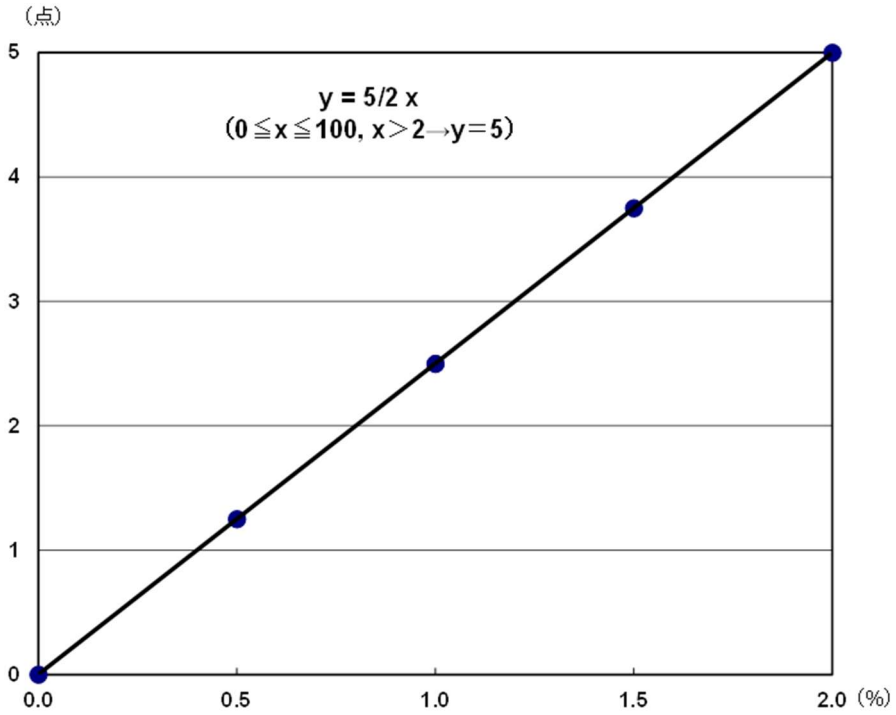
加算点エ：　$\boldsymbol{y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5)}$

[5] 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4　未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

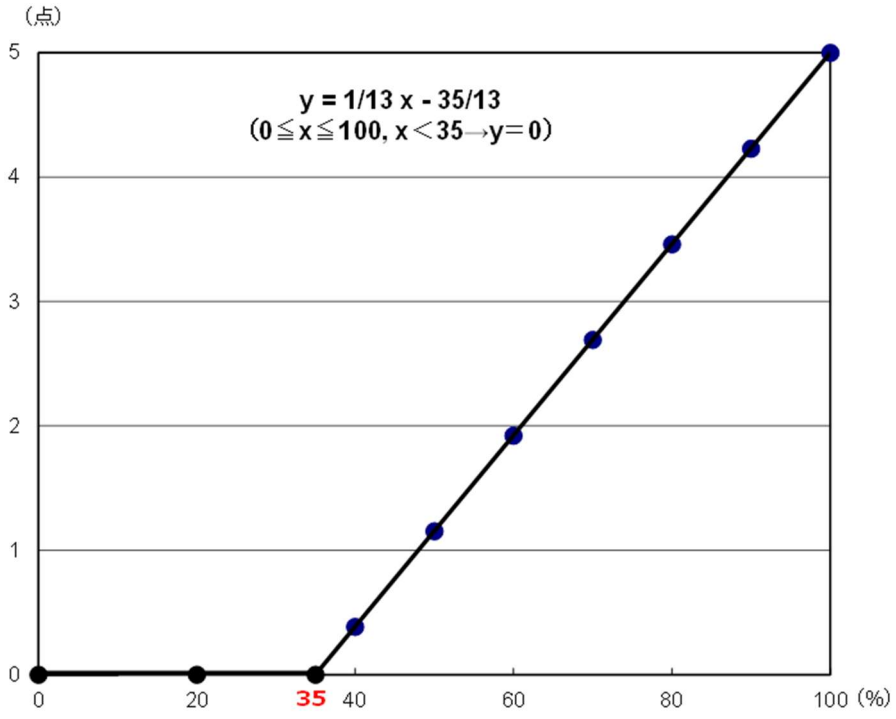
オ　追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気を 35%以上供給していれば加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点オ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}}$　$\boldsymbol{(0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)}$



図Ⅱ－2.1－5　追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ　指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

（１．指定地域において発電された電力を供給していること　を選択する場合）

那珂市に所在する発電施設で発電もしくは発行された電力・証書を供給する場合に配点の満点を与える。入札説明書別紙１様式２の適合証明書により、入札時に該当する電力もしくは証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（２.「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力を供給していること　を選択する場合）

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電力を供給していれば配点の満点を与える。入札説明書別紙１様式２の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３．指定地域における卒 FIT 電気の買取を行っていること　を選択する場合）

以下どちらかを選択して記載。

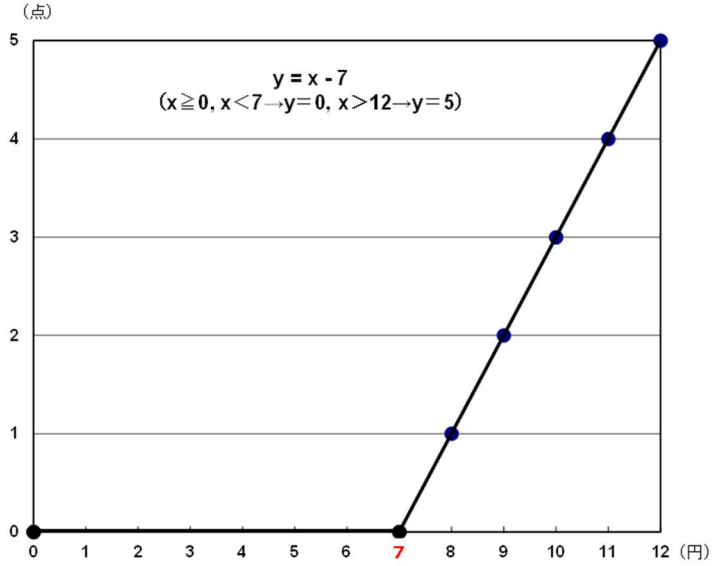
① 供給される電気に占める那珂市産卒 FIT 電気の割合に応じて０～５点を付与する。

０～４％：１点、５～９％：２点、10～19%：3 点、20～29%：4 点、30%以上：5 点

②卒 FIT 電気を 7 円以上の買取価格で買い取っていれば加点することとし、12 円を満点として線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点力： $y = x - 7 \quad (x \geq 0, x < 7 \rightarrow y = 0, x > 12 \rightarrow y = 5)$



図Ⅱ－2.1－8　卒 FIT 電気の買取価格に係る評価式及び評価図（加算点）

（４．再エネに関する連携協定先の電力を供給していること　を選択する場合）

那珂市の連携協定先に所在の発電施設で発電もしくは発行された電力・証書を供給する場合に配点の満点を与える。入札説明書別紙１様式２の適合証明書により、入札時に該当する電力もしくは証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３） 提出を必須とする資料

ウ～カの評価項目の取組状況を様式１により提出すること。

様式１

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和　年　月　日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：　△△で使用する電気の調達

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和６年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和６年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和６年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（本契約の調達電力に占める再エネ割合※を右欄に記載すること。）（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度／卒 FIT 電力の買取／連携協定先の再エネ割合※ （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

※いずれかを調達者が選択

以上